

2016 年 7 月

## Contents

- 1 【タイ】外国人事業法における規制対象業種の変更
- 2 【トルコ】トルコのクーデター未遂事件の裁判実務への影響
- 3 【シンガポール】ハーグ国際管轄合意条約の批准
- 4 【インド】2016 年版統合版 FDI ポリシー
- 5 【ベトナム】ワークパーミットに関する新政令
- 6 【ブラジル】外資に関する中銀への新たな報告義務の導入

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## 1. 【タイ】外国人事業法における規制対象業種の変更

タイに進出しようとする多くの日本企業にとって、最初に検討すべき事項は、当該企業がタイにおいて行おうとする事業に対して、外資規制が及ぶか否か、すなわち、自らの 100%子会社やその株式の過半数を有しコントロールできる拠点を設立したうえで当該事業を行えるか否かという点である。

この点、タイにおいては、一般的な外資規制を司る外国人事業法(Foreign Business Act)が存在し、同法リスト 3 において列挙されているサービス業を、外国会社(原則として、その株式の 50%以上をタイ人・タイ企業が保有している会社のことをいう。)が行おうとする場合には、外国人事業委員会の承認に基づき、商務省事業開発局長からの許可を得なければならず、同承認・許可の取得には一定の手続きや期間が必要とされ、最終的に承認や許可が付与されない場合もあることから、上記リスト 3 にいかなる事業が含まれているのかという点は、日本企業の関心が高いところである。

今般、タイ政府は本年 7 月 12 日の定例閣議において、外国人事業法のリスト 3 から一定のサービス業を除くことを承認し、これを受け、外国人事業法を管轄する商業省は近く通達を発行する予定である。

もっとも、今回リスト 3 より除外された業務のうち、以下の第一グループの業務については、外国人事業法に基づく外資規制の対象外となったからといっても、直ちに日本企業が 50%以上を有する会社をタイに設立して当該業務を行うことができるというわけではなく、一般的な外資規制を定める外国人事業法の対象としては除かれたものの、引き続き個別に当該業務に適用される法律の下での外資規制が及ぶ場合もあるので、その有無の検討を要すること

に注意が必要である。

#### 【第一グループ】

##### 1 商業銀行業務に関連する事業

- ① イスラム銀行業務
- ② 銀行代理業
- ③ 預金業務(ただし、顧客からの指示による預金に関する条件が定められているもの。)および信託業務
- ④ プライベート・レポ取引
- ⑤ 保険代理業、輸出信用保証
- ⑥ インソーシング
- ⑦ 不動産リース業
- ⑧ ローン債権の購入・移転
- ⑨ キャッシュ・マネジメント・サービス
- ⑩ 顧客に対する事業関連書類の提供事業
- ⑪ 債権の回収代理業務
- ⑫ 割賦販売・リース業

##### 2 関連法律に基づくアセットマネジメント業

さらに、以下第二グループの事項についても、リスト 3 から除外された。そもそも外国人事業法に基づく承認・許可を通じて第二グループの事業に対して外資規制が定められていた趣旨は、タイ企業に比して巨大な資本を有する外資企業の参入を認めれば、貧弱なタイ企業の存在を圧迫しかねないため、タイ企業を保護することにあつたところ、以下の業務については、その対象範囲が狭く、もはやタイ企業に影響を与えないと考えられたことから、リスト 3 より除外された。

#### 【第二グループ】

- 3 駐在員事務所の設立
- 4 地域統括会社の設立
- 5 政府機関との契約の相手方となる事業
- 6 国有企業の契約の相手方となる事業

いずれにしても、日本企業にとって、外資規制の有無はタイでの事業を行うにあたり非常に影響の大きい問題であることから、引き続きその動向に注目する必要がある。

弁護士 安西 明毅  
[akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com)

## 2. 【トルコ】トルコのクーデター未遂事件の裁判実務への影響

2016 年 7 月 15 日の夜、エルドアン政権に反発するトルコ軍の一部勢力がイスタンブールのボスポラス海峡大橋を部分的に閉鎖するなどしてクーデターを試みたことが報じられた。この事件は未遂に終わったものの、今後のトルコの政治・経済情勢の動向を注視している企業も多いと思われるが、裁判実務に対する影響としては、裁判所全

体の処理スピードの低下が懸念されるところである。クーデター未遂事件においては、実にトルコの裁判官の約 5 分の 1 が逮捕者リストに挙がったといわれる。一部の裁判官が業務を継続できなくなるにより、当然、残った裁判官の負担は全体的に増えることになり、それにより裁判所全体の処理スピードが落ちる可能性は否定できない。

これに対してトルコの裁判所は、通常、7 月から 9 月にかけて休暇期間に入るが、今年は、裁判官が休暇を返上して事件処理にあたることを決めたようであり、裁判所として、事件処理能力を落とすことのないよう工夫をしていると聞く。このような裁判所の努力は継続されることが期待されるが、投資者サイドとしても防衛策を検討しておく必要があろう。トルコにおける買収案件では、紛争解決方法として、ジュネーブ、チューリッヒ、ロンドン、パリを仲裁地とする第三国仲裁が選択されることが実務上多いが、今後は、一層第三国仲裁を紛争解決方法として選択することが一般化することとなろう。買収案件以外でのトルコビジネスに関する紛争解決方法についても、上記の事情を考慮しながら検討していく必要があろう。

弁護士 山神 理  
[michi.yamagami@amt-law.com](mailto:michi.yamagami@amt-law.com)  
 弁護士 江本 康能  
[yasutaka.emoto@amt-law.com](mailto:yasutaka.emoto@amt-law.com)

### 3. 【シンガポール】ハーグ国際管轄合意条約の批准

シンガポールは、2015 年 3 月にハーグ国際管轄合意条約(Hague Convention on Choice of Court Agreements、以下単に「ハーグ条約」という。)に調印し、2016 年 6 月 2 日、その批准手続を完了した。本稿では、ハーグ条約の概要を説明した上、シンガポールの批准に至るまでの経緯及びハーグ条約の国際的契約締結の場面における重要性につき解説を加えることとする。

#### 1. ハーグ条約の概要

##### (1) ハーグ条約とは

ハーグ条約は、当事者の合意した裁判所における裁判を尊重するとともに、その裁判所の判決を批准国相互で執行可能とすることを目的とした国際条約である。同条約は、2005 年 6 月 30 日にハーグ国際司法会議において採択されていたが、早くから批准を果たしていたメキシコに加えて EU 諸国(デンマークを除く。以下同じ。)が批准したことで、2015 年 10 月 1 日に発効した。シンガポールは、今般、メキシコ及び EU 諸国の次に批准を済ませた国となった。また、現在のところ、米国及びウクライナが批准はしていないものの、既に調印を済ませている状況である。

##### (2) ハーグ条約の締約国となるメリット

ハーグ条約の締約国となることのメリットとしては、大きく 2 点が挙げられる。まず、最初に、ハーグ条約締約国間においては、そのうちの一か国の裁判所についての専属的管轄が合意されていた場合、それ以外の締約国における裁判所は当該合意を尊重し、仮に当該裁判所に事件の申立てがなされても、それを却下するか手続を停止するかを選択しなければならないことになる。例えば、シンガポールの裁判所についての専属的管轄合意がなされていた場合において、当事者の一方が他の締約国であるドイツの裁判所に裁判を申し立てた場合、ドイツの裁判所はその申立てを却下するか手続を停止しなければならない。

次に、判決の執行の場面において、管轄合意に基づき締約国の裁判所で下された判決については、他の締約国においても、その承認及び執行を原則として認めなければならないことになる。例えば、上記の要件を満たしたシンガポールの裁判所の判決は、他の締約国であるフランスにおいても原則として承認及び執行が認められることになる。

特に後者の点は、判決の国外での承認・執行の確実性を高める点において、非常に重要な意義を有している。一般に、仲裁判断と裁判とを比べた場合、仲裁判断については多くの国が国際仲裁の執行に関するニューヨーク条約の締約国となっているために執行が容易であると解されているが、ハーグ条約の締約国が増えることにより、裁判についても仲裁判断と同程度までに執行の容易性が認められるようになることが期待されているところである。

## 2. ハーグ条約の批准に至る経緯等

### (1) シンガポールにおける SICC の創設

以前のニュースレターでも触れたとおり、シンガポールは国際紛争のハブとしての国際的評価を得るべく、国際紛争解決のための様々な制度整備に力を入れている。そのうちの一つの試みが、2015 年 1 月のシンガポール国際商事裁判所(SICC)の創設である。SICC は、国際的(international)かつ商業的(commercial)な性質を有する民事事件を専門的に取り扱うクロスボーダー紛争解決に特化した組織である。しかしながら、SICC は、あくまでシンガポールの裁判所の一組織に過ぎないため、仲裁判断とは異なり、その判決を国外で執行することが必ずしも容易でないという問題が認識されていた。

### (2) SICC とハーグ条約との関係

そこで、シンガポール政府は、SICC の判決が国外でも容易にできる仕組みの構築に注力し、政府間での多国間条約・二国間条約等を積極的に締結していく方針を打ち出していた。その中で、2015 年 3 月 25 日、シンガポールはハーグ条約に調印をし、その約 1 年後の 2016 年 4 月 14 日、シンガポール国会において、ハーグ条約の批准のための国内法である管轄合意に関する法(Choice of Court Agreement Act)が成立した。さらに、2016 年 6 月 2 日、シンガポール政府はハーグ条約の批准手続の完了を発表し、最終的に当該批准の効力は同年 10 月 1 日に生じることが予定されている。

ハーグ条約は、そもそも①国際的事案であって、②民事又は商事事件における、③専属的管轄合意にのみ適用がある。この点、SICC の取り扱う事案も、上記のとおり、①及び②の要素を満たす事件であることから、まさに SICC の取り扱う事案はハーグ条約の範疇に該当することになる。なお、③の専属的合意の要件があることから、SICC の判決を得てシンガポール以外の国での執行を求める可能性まで想定して管轄合意を行う場合、専属的な管轄合意をしておくべきである点は実務的に重要である。

## 3. ハーグ条約の批准による影響

SICC の判決は、シンガポールがコモンウェルスの一国であることから、他のコモンウェルス各国(英国、オーストラリア、ニュージーランド、スリランカ、マレーシア、パキスタン等)においては、それらの国との間の取り決めに基づき比較的容易に執行できるとされていた。しかし、今回のハーグ条約の批准により、コモンウェルス各国以外の EU 各国や将来的には米国においての執行可能性が高まった点は、SICC の利用可能性を現実的なものにするという

観点からは、非常に重要な一歩であると評価できる。日本においては、現状ハーグ条約の調印・批准に向けた具体的な動きはないが、将来的に日本を含むアジア各国や他の先進諸国がハーグ条約の批准を果たすことがあれば、クロスボーダー紛争解決手段として国際仲裁に比重が置かれている現状に変化が生じ、締約国における裁判(専属合意管轄)というアプローチも選択肢に含まれることになる。今後のハーグ条約の批准を巡る動きにも引き続き注目したい。

弁護士 前田 敦利  
[atsutoshi.maeda@amt-law.com](mailto:atsutoshi.maeda@amt-law.com)  
 弁護士 花水 康  
[ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com)  
 弁護士 高橋 玄  
[gen.takahashi@amt-law.com](mailto:gen.takahashi@amt-law.com)

## 4. 【インド】2016 年版統合版 FDI ポリシー

インドへの外国直接投資(Foreign Direct Investment)に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy(統合版 FDI ポリシー)の 2016 年版が、インド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion)から、2016 年 6 月 7 日付で発行され、同日付で施行された。統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面(毎年発行)であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるという、インドへの直接投資にとって最も重要な文献の 1 つである。

2015 年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)は、以下のとおりである。

- (1) 有限責任組合(Limited Liability Partnership)に関する規定の変更、追加(2.1.7 項、3.2.4 項、3.8 項など)
- (2) 投資ビークル(Investment Vehicle)に関する規定の変更、追加(2.1.23 項、3.2.5 項など)
- (3) 内閣承認が必要となる投資基準の緩和(4.2 項)  
 内閣経済対策委員会(Cabinet Committee on Economic Affairs)の承認が必要となる外国直接投資の額が、従前の 200 億ルピー超から 500 億ルピー超に変更されており、内閣承認が必要となる投資基準が緩和されている。
- (4) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更(5 章全般)

### ・5.1 項、5.2.10.2 項

外国直接投資が禁止される、「不動産事業」には、タウンシップの開発、住宅／商業用建物、道路や橋梁の建設、ならびに 2014 年インド証券取引委員会(不動産投資信託)規則(SEBI (REITs) Regulations 2014)に基づく登録・規制を受ける不動産投資信託(REIT)が含まれないことが明記されるとともに、不動産の賃貸借に係る賃料収入／収益は、不動産事業に帰属しないことが明確にされた。

また、タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建設・開発事業について、概ね投資上の規制が緩和された。

・5.2.2 項

農園事業への外国直接投資が、100%まで自動ルート(政府の事前の承認は不要)で認められることとなった。

・5.2.5 項

零細・小規模企業に対する投資制限が撤廃された。

従前は、零細・小規模企業に留保された品目を製造する零細・小規模企業に 24%超の外国直接投資を行う場合には、政府ルートによる必要がある(すなわち、事前の政府承認が必要)ほか、産業ライセンスの取得が必要であった。

零細・小規模企業に留保された品目は、近年、段階的に削減されていたが、2015 年に規制自体が撤廃され、これにより零細・小規模企業に対する投資制限は完全に撤廃された。

・5.2.6 項

防衛産業への外国直接投資が、49%までは自動ルートで認められることとなり、49%超の場合も、国家に近代的かつ最新の技術が導入される可能性がある場合には、政府ルートによる事前承認を得ることで投資が認められる可能性があると考えた。

また、防衛産業への外国直接投資の際に設けられていた厳格な条件が、一定程度緩和された。

・5.2.7 項

放送キャリッジサービスへの外国直接投資の投資上限が 74%から 100%に緩和されるとともに、49%までは自動ルートで認められることとなった(49%超は政府ルート)。

また、放送コンテンツ事業についても、各分野ごとに投資上限が引き上げられるとともに、ニュースと時事問題以外を扱うチャンネル事業については、100%まで外国直接投資が自動ルートで認められることとなった。

・5.2.9 項

各種民間航空事業について、外国直接投資の上限が引き上げられるとともに、自動ルートでの投資が認められる上限が引き上げられた。

・5.2.12 項

衛星設備事業への外国直接投資の投資上限が 74%から 100%に緩和された。

・5.2.15.2 項

電子商取引活動(e-commerce)について、規制、投資条件が明確化された。

・5.2.15.5 項

免税店事業に対する外国直接投資に関する規定が追加された。投資上限は 100%、かつその上限まで自動ルートでの投資が認められるとされている。

・5.2.17 項

資産管理会社への外国直接投資が 100%まで自動ルートで認められることとなった。

・5.2.20 項

信用情報会社への外国直接投資の投資上限が 74%から 100%に緩和された。

・5.2.22 項

保険事業への外国直接投資が、その投資上限である 49%まで、全て自動ルートで認められるようになった。

・5.2.23 項

年金分野に対する外国直接投資に関する規定が追加された。投資上限は 49%、かつその上限まで自動ルートでの投資が認められるとされた。

・5.2.25 項

ホワイトラベル ATM(店頭に銀行、企業名やロゴなどを表示しないATM)事業に対する外国直接投資に関する規定が追加された。投資上限は 100%、かつその上限まで自動ルートでの投資が認められるとされた。

なお、上記の規制の変更は、2015 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2015 年 5 月 12 日以降、2016 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2016 年 6 月 7 日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものがほとんどであり、2016 年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものではない。

また、2016 年版の統合版 FDI ポリシーの発行後、2016 年 6 月 20 日に、インド政府からさらなる外国直接投資の規制緩和政策が発表されているため、実際にインドに外国直接投資を行おうとする場合、投資時点での規制状況を確認されたい。

2016 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳および原文を、それぞれ下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載している。

全文日本語訳: [http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11\\_pdf/India\\_20160624\\_1.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20160624_1.pdf)

原文: [http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11\\_pdf/India\\_20160624\\_2.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20160624_2.pdf)

ポータルサイト: <http://www.amt-law.com/bulletins11.html>

2016 年版の Consolidated FDI Policy の原文は、下記インド政府商工省のウェブサイトから取得したものである。

[http://dipp.nic.in/English/policies/FDI\\_Circular\\_2016.pdf](http://dipp.nic.in/English/policies/FDI_Circular_2016.pdf)

弁護士 琴浦 諒  
[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)  
 弁護士 大河内 亮  
[ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com)

## 5. 【ベトナム】ワークパーミットに関する新政令

2016 年 4 月 1 日に、ベトナムで就労する外国人労働者に関する政令(Decree No. 11/2016/ND-CP)(「新政令」)が施行された。新政令は、ワークパーミット(労働許可書)の制度を改正するものであり、その主な内容を以下で紹介する。



## 1. 新政令のポイント

ワークパーミットとは、ベトナムにおいて外国人の就労を許可する書類であるが、これに関して新政令が加えた改正のうち主要な点は以下のとおりである。

### (1) 短期就労者に対する免除規定の新設

新政令では、以下①～③の各要件すべてを満たす場合にワークパーミットの取得が免除される旨の規定が新設された。

- ① 「管理者(manager)」、「CEO(chief executive officer)」、「専門家(expert)」または「技術者(technician)」に該当すること。

(※なお、この要件①は、免除ではなく原則どおりワークパーミットを取得する際にも要求される。)

- ② 1 回の滞在期間が 30 日以内であること。  
③ 1 年間の合計滞在期間が 90 日以内であること。

### (2) 職種ごとの要件の変更

ワークパーミットを取得するための要件および上記「1.(1)」の要件「①」である各職種の定義について、新政令は以下のとおり定めている。

#### (a) 「管理者」:

- 企業法 4 条 18 項の定めに基づいて企業を運営する者(会長、社長、取締役会のメンバー等)、または機関・組織の長または副長。

#### (b) 「CEO」:

- 機関、組織もしくは企業の部門の長として直接運営を行う者。

#### (c) 「専門家」:

- 海外の機関・組織・企業が発行した専門家としての地位を証明する書類を所持する者、または
- ①大学卒業以上の学位を有し、かつ②ベトナムでの職務に対応する3年以上の実務経験を有する者。

#### (d) 「技術者」:

- ①技術その他の分野における 1 年以上のトレーニング経験を有し、かつ②当該分野における 3 年以上の実務経験を有する者。

## 2. 新政令の実務的意義

### (1) 上記 1.(1)(短期就労者に対する免除規定の新設)について

従前は、特定の免除事由(会社の出資者や取締役会の構成員等)に該当しない限り、1 日でもベトナムで就労する場合にはワークパーミットの取得が義務付けられる仕組みになっていた。これに対し、新政令により、就労期間の短さに着目した免除(例えば日本企業の従業員がベトナムに数日間だけ出張するようなケースでは取得が不要であること)が認められたことになり、実務上の懸念が一つ解消されたと言える。

### (2) 上記 1.(2)(職種ごとの要件の変更)について

まず、上記 1.(2)(c)(専門家)における必要な実務経験の期間が短縮された点や、上記 1.(2)(d)(技術者)に



おける専攻分野が拡張された点では、要件が緩和されたものと評価できる。他方、上記 1.(2)(c)(専門家)において学位と実務経験の双方の必要性が明確化された点では、ワークパーミット取得のハードルが上がったと見ることも可能である。

いずれにせよ、全ての職種を通じて、「具体的にどのような範囲の従業員であれば、これらの要件に該当する者として認められるのか」という実体面でも、「申請書類としてどのような書類を提出すべきか」という手続面でも、未だ不明確な状態にある(新政令に基づく通達等の下位規定が未だ発布されていないことも一因である。 )。

現在は政令改正後の過渡期にあり、不透明性・不安定性が残っているため、当面は、新たな通達等による明確化を待つとともに、当局による運用を注視していく必要があることに留意されたい。

弁護士 八巻 優  
[yu.yamaki@amt-law.com](mailto:yu.yamaki@amt-law.com)

## 6. 【ブラジル】外資に関する中銀への新たな報告義務の導入

ブラジル中央銀行は、2016 年 6 月 16 日、ブラジルにおける外国資本の状況について、年次または 5 年に 1 度の報告義務を課す新たな規則(以下「本規則」という。)を導入した。本規則に基づく 1 回目の報告は、2015 年末時点の状況について、本年 8 月 15 日までに行う必要があるため、注意が必要である。

まず、以下のいずれかの要件に当たるブラジル法人には、5 年に 1 度の報告義務が課される。

- (1) (金額の多寡にかかわらず)外国居住者から直接の出資を受けている企業
- (2) 外国居住者が持分を有する投資ファンド
- (3) 外国居住者から、短期(返済期限 360 日以内)で 1 百万米ドル以上の貸付けを受けている企業

「5 年に 1 度」の報告は、西暦の末尾が 0 または 5 となる年の年末時点での情報について、翌年の 7 月 1 日から 8 月 15 日までの期間中に、ブラジル中央銀行のウェブサイトを通じて行うことが求められる。すなわち、本規則に基づく 1 回目の報告は、2015 年末時点の情報について、本年 8 月 15 日までの報告が求められることになる(次回は 2020 年末時点の情報について 2021 年 8 月 15 日までに報告)。

次に、以下のいずれかの要件に当たるブラジル法人には、毎年(上記の 5 年に 1 度の報告以外の年)の年末時点での情報に関する報告義務が課される。

- (1) 総純資産額が 1 億米ドル超かつ(金額の多寡にかかわらず)外国居住者から直接の出資を受けている企業
- (2) 総純資産額が 1 億米ドル超かつ外国居住者が持分を有する投資ファンド
- (3) 外国居住者から、短期(返済期限 360 日以内)で 10 百万米ドル以上の貸付けを受けている企業

本規則で求められている報告の内容は、出資者や貸主の情報、外資・内資の出資割合、従業員の数等、さほど複雑なものではないが、上記のとおり、ほぼすべての外資系企業が本規則による報告の対象となると思われること、また本年に関しては、新たに本規則が導入されたにもかかわらず、導入時点から報告の期限までの期間が非常に短く、

かつ、不遵守、遅延、不正確な情報提供等の本規則の違反については、罰則(25 万リアル以下の罰金)もあることから、ブラジルに子会社や合併会社を有する企業は、留意される必要がある。

弁護士 福家 靖成  
[yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com)

## ◆TOPICS◆

## 【お知らせ】

- ✂ ALB Japan Law Awards 2016 で当事務所の手がけた案件が受賞しました。  
2016 年 6 月 14 日、ザ・リッツ・カールトン東京にて、国際的な法曹専門雑誌 Asian Legal Business(ALB) 主催の“ALB Japan Law Awards 2016”の授賞式が開催され、当事務所は中国法務での活躍が評価され、China Practice of the Year(5 年連続受賞)、その他各賞を受賞しました。
- ✂ 石井淳弁護士が下記セミナーの講師を務めます。  
セミナー名:「ブラジルで日系企業が直面する問題への法的対応策～債権回収・倒産、事業規模縮小・撤退、社内調査・コンプライアンス等～」  
日時:2016 年 9 月 7 日(水) 13:30-16:30  
セミナーの詳細は下記サイトをご参照下さい。  
<http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/281705.html>
- ✂ 井上葵弁護士が下記の研究発表会にて講演を行いました。  
テーマ:「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定における投資章の分析」  
日時: 2016 年 7 月 10 日(日)  
主催: 一般社団法人グローバルビジネス学会(共催:京都大学経営管理大学院)
- ✂ 今津幸子弁護士が下記のセミナーにて講演を行いました。  
テーマ:「海外勤務社員の安全配慮義務と実務対策～海外リスクの高まりに企業はどのように対処すべきか～」  
日時: 2016 年 7 月 5 日(火)  
主催: 経済調査研究会・金融財務研究会
- ✂ 安西明毅弁護士が下記セッションのスピーカーを務めました。  
セッション名:「Utilization of Highly Skilled Professionals in Asia」(3rd ASEAN-Japan Public-Private Dialogue on “Promotion of New Industrial Areas”)  
日時: 2016 年 6 月 22 日(水)  
主催: 日・ASEAN 経済産業協力委員会

## 【論文・著書】

- ✂ 中川裕茂弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。  
「中国における独禁法に基づくリーニエンシー及び承諾による調査中止制度の新展開」  
(国際商事法務 Vol.44, No.7 2016 年 7 月号)
- ✂ 金成鎬韓国弁理士が執筆した記事が下記雑誌に掲載されました。  
「知的財産関連ニュース報道(韓国版)＜2016 年 5 月＞」  
(特許ニュース 2016 年 6 月 23 日号)

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))  
弁護士 龍野 滋幹([shigeki.tatsuno@amt-law.com](mailto:shigeki.tatsuno@amt-law.com))  
弁護士 福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))
  - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[asia-ec-newsletter@amt-law.com](mailto:asia-ec-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins13.html>にてご覧いただけます。

---

**ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE**

**アンダーソン・毛利・友常 法律事務所**

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
TEL:03-6888-1000(代表)  
E-mail:[inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)